

公認会計士・監査審査会の活動と今後の課題

— 諸外国の動向を踏まえて —

金子 晃

高橋理事長 大変お待たせいたしました。ただいまから、六月の「資本市場を考える会」の講演会を開催したいと思います。

本日は、御案内いたしましたように、公認会計士・監査審査会の金子会長においていただきました、「公認会計士・監査審査会の活動と今後の課題—諸外国の動向を踏まえて—」ということで、お話を伺うことにさせていただきます。

今、貯蓄から投資へ、間接金融から直接金融へということが、官民を挙げての大きなうねりとなっているのは御承知のとおりでございます。そのためのいろいろな制度改革が行われております。きのうも、金融商

品取引法が国会で成立したわけでございます。

そういう中で、何よりも大事なのは、やはりディスプレイ、開示制度ということでありまして、一般の投資家が安心して市場に参入できるように、公平な、適切な開示がされるといふことだろうと思えます。

そういうことを踏まえまして、いろいろな改革の環境として、公認会計士制度、監査制度の改革がございます。平成一五年に公認会計士法の改正が行われまして、平成一六年四月から監査法人、監査人の品質を確保するための機関として、公認会計士・監査審査会というものが発足したところでございます。金子会長

は、その初代会長として、それ以来大きなお仕事を担当されている方でございます。

その監査審査会が発足して以来でありまして、コクドの問題でありますとか、カネボウ、ライブドア等々、監査人のあり方が問われる大きな問題が続けて発生してきております。また、諸外国でも同じようなことが起こって、同じような対応が求められている等々、この公認会計士制度、監査制度の問題というのは、資本市場にとりまして、極めて大切な課題となっているかと思えます。

金子会長から公認会計士・監査審査会の活動ということで、いろいろお話を伺えるのは大変タイムリーなことではないかと思えます。いろいろ報道されておりますように、金子会長は大変御多忙でありますけれども、その御多忙の中、今日はおいでいただきまして、大変ありがとうございます。

それでは、よろしくお願いいたします。

はじめに

ただいま理事長から御紹介いただきました金子でございます。本日、皆さん方の勉強会にお招きいただきまして、お話をする機会を得ましたことを大変光栄に思っております。

今、理事長の方からお話がありましたけれども、公認会計士法の改正に伴いまして、二〇〇四年四月一日から我々の審査会（公認会計士・監査審査会）が設立され活動が始まりましたけれども、まだ必ずしもよく認知されていないといえますが、よく知られておらず公認会計士の方々の中から、審査会は何をやっているんですかという話が出ると伺っております。

そういうことで、今日、このような機会を得て、審査会についてお話をし、また我々と同じよ

うな活動を諸外国ではどのような形でやっているのか、今公認会計士事務所あるいは公認会計士の監査に対する監視は国際的にどういう状況になっているのか。また国際的に監査の質がどういう方向に向けて向上されつつあるのかを、お話させていただきますと思います。

現在、審査会は、四大監査法人の監査について検査をしている段階でございます。今月の末までには結果を出して、各監査法人に検査の結果を知らせ、必要な改善をしていただくと同時に、その概要につきまして公開の報告書により一般に公開する予定です。今、最終段階ですから、その検査の状況についてお話しするわけにはいきませんので、諸外国の事例等を御説明する中で、日本のことについても皆さん方にお考えいただく材料を提供できればと思っております。

ここに示しましたのは、審査会のロゴマークで

す。後で我々審査会の組織、使命というお話をするときに、このロゴマークの意味をお話させていただきます。

画面の左下に書いてございますけれども、「私たちは、監査の独立性・公正性・信頼性を確保します」ということで、公認会計士及び監査事務所
の監査の独立性・公正性・信頼性の確保に資する
というのが審査会の役割であるということでございます。

今日お話しする中身を、目次としてまとめてあります。

初めに、審査会の組織・使命・権限。

それから、審査会が投資市場においてどういう位置を占めるのか、どういう位置づけになるのか。投資市場に関連するところとして、金融庁があり、金融庁の中に属する証券取引等監視委員会、我々の審査会があり、そしてまた証券取引所

も投資市場に関係しています。このようにいろいろな組織が証券市場にかかわっていますが、証券市場という視点で見るときに、審査会はどういう位置づけになるか。その点を明らかにしてみたい。

さらに審査会と同じような活動をしている海外主要国における状況。よく話に出るのが、アメリカのPCAOBですが、カナダ、イギリスにおいても我々と同じ組織がほぼ我々と同じ時期にでき、活動をしております。また、ドイツ、フランスでも、ほぼ同じ時期。ドイツは我が国より若干おくれる形で新しい組織ができておられます。オーストラリアでも、我々と相前後してでき上がっております。国際的に、このように海外主要国において公認会計士あるいは監査事務所の監査の品質管理をチェックする機関ができて活動しておりますので、その状況をお話し

したい。

最後に審査会は設立以来二年二月月が過ぎていますけれども、どういう活動をこれまでにしてきたのかをお話をして、最後に今後の課題ということで、まとめをしたいと思っております。以上が本日お話しさせていただきました内容です。

一、審査会の組織・使命・権限

(1) 審査会の使命

まず、我々の審査会の組織、使命、権限についてお話しいたします。お手元に配付してございますレジユメをご覧くださいと思います。それから、皆さんに審査会の紹介パンフレットのコピーをお配りしてあると思いますので、パンフレットもお開きいただければと思います。

パンフレットを開いていただきますと、「公認

会計士・監査審査会とは」となっております。非常に長い名称で、なおかつ中に「・」が入っているため、名称からはどういう組織かなかなか理解していただけません。名刺を出しますと、会長は公認会計士なんですかといわれるんですけど、私も、私は公認会計士ではありません。

このように「・」が入ったのは、我々の組織が公認会計士及び監査事務所が行なう監査を審査する審査会であると同時に、公認会計士の試験を実施する組織でもあるからです。公認会計士試験を実施している、また公認会計士にかかわるということで、「公認会計士・監査審査会」となっているわけです。

今日は、公認会計士試験については直接お話しませんが、審査会は公認会計士の試験を実施しています。ちょうど先週、試験が始まりましたが、これからの経済社会にフィットした公認会計

士を生み出していこうということで、司法試験と同じように新しい試験制度が今年から始まっております。司法試験の方も今年から新しい試験が始まりましたが、公認会計士の分野でも新しい試験制度が始まり、多様な人材を経済社会に提供していこうということになっております。そのことだけをお話しさせていただいて、検査、審査の方についてここでは詳しくお話ししていきたいと思っております。

先ほどの一番最初画面のロゴマークのところです。書きましたけれども、監査の独立性・公正性・信頼性を確保していくこと。すなわち、投資家の利益を確保していくことが、審査会の使命になります。特に、投資家の利益の確保が強調されるべきと思っております。

諸外国で我々と同じような活動をしている組織も、その使命を、投資家の利益、よく公益と置き

かえておりますけれども、投資家の利益を確保していくことが使命であると表明しています。PCAOBも、カナダおよびイギリスの組織も、この点を強調しております。

(2) 審査会の組織

組織の方につきましては、この画面で示していますが、今開いていただいておりますパンフレットの一番右側のところに図がかいてございますので、それを参照して下さい。先ほどからお話しておりますように、審査会は公認会計士事務所、個人の場合もありますので監査法人といわずに事務所と申し上げますが、公認会計士事務所が行う監査のチェックをすることになっていっているわけです。審査会が審査の対象にいたしますのは、日本公認会計士協会が所属の監査事務所をレビューしたものです。協会はレビュー結果を審査会に報告

してきます。その報告に基づいて審査会がレビュー対象となった監査事務所の監査をチェックするという仕組みになっております。

PCAOB、カナダ、イギリスは、直接監査事務所を検査いたします。日本の場合には、こうした直接方式をとらずに、公認会計士協会が行っておりますレビューをまず第一段階に置いて、その報告を審査会が受け、それに基づいて監査事務所の監査をチェックするという仕組みになっております。よく、直接方式、間接方式といわれますけれども、その意味では日本は間接方式になります。

日本の場合に、どうしてこういう間接方式をとったかということですが、既に日本公認会計士協会が自主的にレビューを実施してきたという事実がございます。この日本公認会計士協会が行ってきた自主規制を尊重することが必要

ではないかということ、自主規制を前提とした上で自主規制だけでは公益確保という観点から必ずしも十分ではないということ、自主規制の限界を補完していこうということ、このようなシステムになったとお考えいただければいいかと思えます。

この点については、このような間接方式で十分かという議論がありますけれども、実際に審査会が活動を始めてみまして、現在のところ、順調にいらっていると申し上げていいと思います。

当初は、タイムラグが生じました。審査会は二〇〇四年四月一日に発足しました。協会のレビューがありますので、そのレビュー結果が審査会上がってくるのに約半年かかりました。そのところから順次上がってくるという形になりますので、タイムラグの点からいいますと、若干スタートの段階で審査会の活動が制約されたという

ことがありました。

しかし、現在では、毎年行われるレビューが、常に審査会上がってきますし、後でお話ししますが、審査会はそれを常時ウオッチしておりますので、間接方式だからということで制約があるわけではありません。諸外国の直接方式と同じような形で、現在活動していると申し上げていいかと思えます。

(3) 審査会の権限

次に審査会の権限ですが、日本公認会計士協会の方から報告されたレビューを前提にしまして、各監査事務所の監査の質がどうであるか。その質を規定します各監査事務所の品質管理体制がどうなっているかを審査および検査することになります。そこで各監査法人の品質管理体制、これはシステムの問題と、実際にそのシステムをど

う動かしているかという態勢、その両方を見てお
ります。

我々が必要と判断した場合には、「公認会計
士・監査審査会」が図の一番右上に載っておりま
す。この下の方に矢印がついておりますが、監査
事務所に入立検査に行きます。また日本公認会計
士協会が適切にレビューをしているかどうか、レ
ビューが適切であるかどうか、レビューの改善の
必要があるかどうかということで、日本公認会計
士協会へ立入検査をします。

実際に、監査事務所がどういう監査をしたのか
を確認する必要がある場合には、被監査会社にも
確認のために検査に行くことができるようになって
おります。

審査会が検査をして、その後どうなるかという
ことですが、必要な場合、例えば監査事務所の運
営の改善が必要な場合には、図の一番上のところ

にありますように、右側の「公認会計士・監査審
査会」は、左側の「金融庁」に改善を指示するよ
う勧告をします。勧告に基づき金融庁は公認会計
士協会あるいは監査事務所に対して業務改善指示
をすることになります。その点で、審査会は直接
改善を要請する、命令といいますが、そうした権
限は持っておりません。我々は勧告をする権限が
あって、その勧告に基づいて金融庁が指示を行う
という形になっております。

そこまでいかない案件については、我々は検査
をした結果を当該監査事務所に通知して、自主的
な解決を図ってもらうという形になります。

ですから、ぜひ改善をしなければならぬ場合
には処分権限の行使が金融庁で行われますけれど
も、そこまでいかないような事例、あるいは、こ
れは後で諸外国のところでお話ししますけれど
も、改善すればより監査の質が高まる。潜在的弱

点といいますが、あるいは潜在的に改善を要する点が認められる場合、いいかえればそのところを改善すれば、現在よりもより監査の質が高まる場合には、その点を指摘して監査事務所に自主的改善を要請することになります。

その意味では、審査会は、規制機関ではありません。監査事務所あるいは公認会計士の監査の質が高まるように行政機関として行政サービスを提供する機関であるという位置づけができるだろうと思います。よく、我々のような機関ができますと、規制当局とか、あるいは管轄官庁ということがいわれ、規制をするんだらうといわれるわけですが、決して規制を行うことが審査会の目的ではありません。

したがって、審査会は、けしからぬ、ここは問題だという形の指摘をするわけではありません。ただし、法令違反であるとか、あるいは監査

基準に明確に反している場合には、不当になるわけですから、それは当然改善を要請しなければいけないということになります。しかしこのところをもう少し改善してもらおうとより監査の質が高まるという場合には、そういうところも指摘して、改善の努力をってもらうということになります。

これは、アメリカのPCAOBも、カナダの機関も、イギリスも、同じようなスタンスで活動しております。したがって、日本ではPCAOBは非常に厳しい。それに対して日本の審査会は権限が弱い、これで果たして大丈夫なのかとか、あるいはPCAOBは厳し過ぎるとか、いろいろな批判がありますけれども、PCAOBの実際の活動、および改善要請の実態を見ますと、今申し上げたような形で、いかにして監査事務所の監査の質を向上させるかというスタンスで活動をしてい

ると申し上げていいと思います。この点については、ぜひ誤解のないように、これが世界的な監査の監視機関の基本的スタンスであると御理解いただければと思います。

審査会の使命、組織、権限以上説明しました通りです。

二、投資市場における審査会の位置づけ

それでは次に話を進めます。

そこで、図を前に戻らせていただきます。先ほどお見せいたしました審査会のロゴマークですが、この丸は、実は投資市場をあらわしています。この投資市場の透明性を図るという観点で、CPA AOBすなわち審査会が監査事務所を監査をチェックすることを通じて発行体が市場に正し

い財務情報を提供するということを示しています。市場の透明性を図ることが審査会の役割であるということで、証券市場の外側から中に向かってCPA AOBの文字を書き込んでいます。そして、審査会の活動を通じて証券市場が透明性を増していくということで、CPA AOBが入っているところが透明になっています。色付けもそのようにしております。

こういうロゴマークをつくりまして、現在このロゴマークで示した活動をするということを使命としております。

それでは次に、話を進めます。投資市場における審査会の位置づけということで、お話をいたします。

これは私の独断でつくった図でありますので、理解の仕方が不十分でしたら、御指摘いただければと思います。

「投資市場」ですが、市場の設置者がいます、証券取引所ということになります。そこが市場の管理・運営を図っています。証券取引所に対しては、監督官庁として金融庁があり、監督をしています。それから、投資市場の番人としては、金融庁に属しております証券取引等監視委員会があります。もう一つ、市場という観点からは公正取引委員会が市場における競争を確保するという観点で、投資市場にもかかわり合いを持っています。証券取引等監視委員会は、投資市場における有価証券の取引の適正化を図ること、市場を適正に機能させることが主要な役割になっています。それから、公正取引委員会は、市場全体を見るわけですけれども、投資市場という市場における競争の確保ということで、かかわり合いを持っていくことになります。

この市場には、売り手、買い手といったプレー

ヤー、またその間を仲介する仲介人がいます。これは○、×、△で書きました。売り手というのは必ずしも正しい表現ではないかもわかりませんが、発行人です。発行人が有価証券を発行して市場に提供します。発行人は、自分が発行した有価証券がどういうものであるか、その質はどうか、信頼性があるか。商品でいえば、その商品の品質に当ると思います。サービスでいえば、サービスの品質はどうかということです。発行人は自分の財務状況を提供するという形で、発行した証券の質の説明をしているととらえることができます。

私の、もともとの専門は経済法で、独占禁止法を中心にして、マーケットに関する法律を大学で三〇年間にわたって研究・教育をしてまいりました。

こうした目で見ますと、財務情報は、企業が提

供している証券の質にかかわるものということが
できます。この重要な財務情報の信頼性、適正性
をチェックしているのが公認会計士、監査事務所
になるわけです。

その意味で、先ほどから申し上げておりますよ
うに、審査会は発行体が市場に提供する有価証券
にかかわる財務情報の信頼性にかかわっているわ
けで、審査会の投資市場における位置づけは、こ
のように理解することができるのではないかと考
えています。

もちろん、これは理念型として書きましたの
で、実際にはそれぞれの組織がオーバーラップし
た形でかわり合いを持っていると思います。し
たがいまして、審査会は、投資市場あるいは証券
市場に関して、今申し上げたような形でかわり
合いを持っている。こうした認識のもとに、我々
は活動しております。

このように投資市場の関係で考えますと、公認
会計士にする監査事務所にする、発行体のために
監査をしている、もちろんそういう側面はあるわ
けですけれども、同時に、マーケットで取引をす
る人たちが有価証券をどのように評価するか。そ
の評価が、実は有価証券の価格づけになってく
わけです。そこに公認会計士・監査事務所がかか
わっているわけです。それが公認会計士、監査法
人の公益性の問題になります。公認会計士、監査
事務所は、このように公益の確保に密接に関連し
ています。

このことが、今の社会の中で十分に認識され
ているのが問題です。企業がその点を認識してい
るか、同時に公認会計士自体が認識しているか、
監査事務所がそのことを明確に認識しているのか
という点が、今いろいろと問われている、あるい
は疑問に思われているところだと思います。

資本の間接調達から直接調達に変わってきました。そのときに、監査事務所あるいは公認会計士の果たす役割は大きく変わってこないといけません。そのところが明確に認識されているのかどうか。間接金融の時代ですと、十分に認識されなくても、それほど問題ではなかったのかもわかりません。しかし、直接金融の時代には、実はこのところが非常に重要です。

三、諸外国の現状の比較

先に進みます、諸外国の状況につきましてお話しいたします。

まず最初に、一覧性のある形で見ていきたいと思えます。図の上に二〇〇三年、二〇〇四年、二〇〇五年、二〇〇六年と年代スケールを書きました。アメリカのPCAOBは、平成二年に設立さ

れております。この図にはかいておりませんが、二〇〇三年から四大監査法人に対する検査を開始しております。二〇〇二年に設立されて二〇〇三年から検査をしているわけですが、検査対象にできる監査事務所の監査は、PCAOBが設立されて以降のことになりますので、それ以前のところに対しては当然権限を持たないわけです。

しかし、PCAOBは、監査法人の了解のもとに、権限が発生する前の監査法人の監査及び監査体制も検査の対象にして、この四大監査法人に対する検査をしております。そして、まだ発足して間もないわけですから、全面的な検査という言葉を使わずに、制限された検査、レストリクティブ・インスペクションと表現しています。この検査報告書を二〇〇四年八月に発表しております。

これはあくまでもフル・インスペクションではない。レストリクティブなインスペクションであ

るとし、この検査によって、これからのフル・インスペクションをする基盤が形成された。また検査の視点および手法が確立されたといっています。

ことしの三月に、この検査報告で指摘した事項について適切な措置が各四大監査法人でとられているかをフォローアップをした結果を発表しております。これは概要を資料として皆さん方にお渡ししてありますので、フォローアップの結果がどうなっているかということは、後で時間があればお話ししたいと思いますがお読みいただきたいと思えます。

カナダは、二〇〇三年に設立されまして、四大監査法人に対する検査活動に入り、二〇〇四年一〇月に四大監査法人に対する第一回目の検査報告を発表しております。これも、皆さん方に概要を資料という形でお配りしてあります。お読みいた

だきたいと思えます。

カナダは、翌年の二〇〇五年八月に四大監査法人に対するフォローアップをすると同時に、四大監査法人以外の監査法人に対する検査を行って、第二回目の検査報告を発表しております。

イギリスの検査機関、これはFRCに所属する形になっております。Audit Inspection Unit (AIU) が検査をします。

このイギリスのAIUは、二〇〇五年六月に四大監査法人に対する検査報告書を発表しております。二〇〇四年に設立されて、四大監査法人に対する検査を開始し、二〇〇五年六月に四大監査法人に対する検査報告書を発表しております。現在、フォローアップをしているところで、いずれフォローアップの結果が公表されると思います。なお、ここでは直接内容を申し上げませんが、イギリスでは上場企業を対象とした監査マーケッ

トにおいて、四大監査法人による寡占状態にあるということ、この監査市場において、競争と選択は一体どうなっているのか、ということ、調査研究をしまして、その調査結果を発表しております。

この中で、アンダーセンのような事例がイギリスで起きた場合、すなわち四が三になつたらその状況はどうなるのかというシミュレーションもしておりまして、非常に興味のある内容になります。

時しも、それが発表された後で、日本の中央青山に対する処分がなされ、四が三になるのか四が四になるのか、現在の状況では四が五になるようで、今後、こうした事態がマーケットにどういうインパクトを与えていくのか、これは極めて重要なことだろうと思います。イギリスでは既にそうした検討に入っております。

このように、主要国アメリカ、カナダ、イギリスは、既に四大監査法人を初めとして、監査市場に対する検査・調査を行い、その結果を発表し、またフォローアップもしている状況です。

四、日本の状況

日本はどうかということになりますが、図の一番下に日本を挙げております。先ほどからお話しておりますように、二〇〇四年四月一日から審査会は活動を始めております。

そして、先ほど申しましたように、日本公認会計士協会のレビューが前提となりますので、どうしてもタイムラグは出てきます。審査会はそのタイムラグを利用して、これまでに協会が行なってきたおります監査事務所に対する品質管理レビューを調査しました。すなわち協会は一体ど

んなレビューをしているのか、レビュー結果はどうだったのかということを勉強しました。過去五年間の資料を監査法人の協力を得て日本公認会計士協会から提供してもらいました。

それを分析し、実際に法律に基づいて始まる日本公認会計士協会のレビューにできる限りその結果を反映させよう。充実したレビューをしてみようと考えました。同時に、審査会もその実態を把握し、日本公認会計士協会のレビューを有効かつ適正に審査、また検査をしていこうと考えました。その結果は二〇〇五年二月に調査報告書という形で発表いたしました。

これは、インターネットでダウンロードできません。「品質管理レビューの一層の機能向上に向けて」という表題が付けられております。日本公認会計士協会は、これを受け取り、レビューの改善を図り、改善点を公表しまして、その後のレ

ビューに生かしております。

そうしている間に、公認会計士協会からのレビューの報告が審査会上がってきました。また足利銀行事件とかカネボウの事件とか、監査法人にまつわる不適切な監査の事実が出てまいりました。これは放置しておくことができないと考えていたところ、日本公認会計士協会は四大監査法人に対しレビューを早急に実施し、審査会に報告するとの決定をしました。それら報告を受けて、審査会は昨年一〇月から四大監査法人に対する監査のシステム、品質管理のシステム、それから、個別の監査案件、これは法人内の監査チームで実施していますから、監査チームがどのように組織的に行動し監査がなされているのかを調査し始めました。

この検査は、六月末に終了する予定で、各監査法人にその結果を通知すると同時に、その概要を

一般に公開します。これにより投資市場における監査の信頼性確保を早急に図っていこうと考えております。

このように、各国の状況と対比してみますと、日本はまさに先進諸国のトップグループに入っています。それではヨーロッパ大陸はどうかといいますと、先ほど申し上げましたように、日本より少しくおかれて、ドイツが新しい監視機構をつくりました。しかしまだどうい活動をしているかは明らかにされていません。四大監査法人にどういうアプローチをしているのかもわかりません。フランスも同じです。したがって、ヨーロッパ大陸の諸国における活動状況は、余り進んでいないのではないかと予想されます。

オーストラリア、ニュージーランドも、まだ検査結果報告が出てきておりませんので、監視活動は若干おこなわれているのではないかと思います。

審査会は六月に結果を出しますけれども、今後、継続して監視をしていきたいと思いますし、審査会が見ているのは一部ですので、これからは今まで目を向けなかった他の分野に目を向けるといふ形で、活動を拡大していくことが必要であると思っております。

五、海外主要国の国別の状況

(アメリカ、イギリス、カナダ)

諸外国の検査結果の中身についてお話ししたいと思います。資料をお配りしてありますので、後で見ていただくことに致しまして、手短にお話ししたいと思います。

PCAOBの資料をご覧いただきたいと思えます。資料一です。資料一の二ページの「本報告書の概要」というところ。その二段落目のところ

に、「法律により定められている委員会の使命は」というところで、委員会の使命について触れています。投資家の利益、情報提供的で公正かつ独立した監査報告書が作成されるという公益を保護するため、公開会社の監査人を監視することが与えられた使命であると述べています。この使命を促進するため、これまで会計プロフェッションのピアレビュー(仲間同士のレビュー)の分野とされていた基本的任務を委員会が検査を行うことになったとしています。そうしまして、委員会検査はピアレビューの計画及び方法をなぞることはしないで、ピアレビューの結果をなぞるのではなくて、直接みずからが検査をするというっております。

次に、イギリスの資料を見ていただきたいと思えます。資料四の三ページ目のところをご覧ください。そのところに「規制体制の見直し」と書いてあります。エンロン及びその他の広く公とさ

れている企業による財務報告の失敗を受け、UK政府は監査人及び会計人に対するUKの規制制度の見直しに着手したと述べています。二〇〇三年一月、報告書が出された。この報告書は、リストに記載された事業主体及びその他重要な公益事業主体の監査に対するモニタリングを強化し、新たな独立の検査部門がこれを行うことを、この報告書は勧告した。これに基づいてイギリスの制度がつくられたと書かれています。そして、アメリカの場合と同様に、公益の観点から検査をすることになっています。

さらに、アメリカよりも積極的だと思われるのは、一ページ目の二段落目に、我々のモニタリングはこれまでよりもchallengingである。監査手続のみならず監査上の判断にも焦点を当てると述べています。いわゆる会計上の判断といわれるものについては判断の問題なので、監視機関が

そこに入り込むことは許されないとよく云われます。これはプロフェッショナルである公認会計士がプロフェッショナルとして判断するところなので、これについてとやかくいわれる筋合いのものではないという主張です。

この点について、イギリスは、彼らはチャレンジすると述べています。そして、適切に判断が行われているかどうかを見るといっています。

会計上の判断については、監査基準では公認会計士が客観的な証拠を集め、その証拠に基づいて企業が行った判断が適正かどうかを判断することになっています。十分な監査証拠が集められているかどうか、その監査証拠に基づいて会計上の判断がなされているかどうか、判断のプロセスはどうか、イギリスはそこに挑戦していくといっているわけです。

カナダの場合も、公益という観点から検査する

といっております。これも資料をご覧ください。

もう一つだけお話ししておきたいことがあります。これら先進諸国では検査をする場合に、どういふところに着目して検査をしているかということとです。カナダの第一回公開報告書、これは資料六です。この資料の二ページ目をご覧いただきたいと思います。『四大監査事務所』に対するC P A Bの品質検査の範囲」というところがあります。aからfまであります。トップの方針、トップというのは監査事務所のトップです。それが監査についてどういう方針を持っているか。トップが所属の公認会計士、その補助者である職員に対してどういうリーダーシップを發揮しているか。「独立性および倫理」。監査人の独立性が確保されているかどうか。監査人の倫理が確保されているかどうか。

「顧客および業務の新規引き受けおよび継続」。

監査業務を引き受ける場合に、当該企業のリスクが高い場合に、そのリスクをどのように評価するか。新規引き受けの場合に、相手方企業のリスクを評価して、引き受けるとしたらどういふ監査をするかを決めていかなければいけませんので、新規引き受けについてどういふスタンスをとっているか。それから、継続して監査する場合に、継続することに伴うリスクをどうしているのか。

「人事管理手続」。この中には、もちろん職員のトレーニングが入ります。人事管理は、監査の質に直接かわり合いを持ちますので、当該監査法人が人事管理をどのようにやっているかということについてチェックするといっているわけです。

「監査業務の業績」。これは、監査事務所が取り扱った個々の監査業務について、これをサンプルで拾い上げて、その業績をチェックする。

それから、モニタリングです。これは、現在進

行中の監査について、計画段階、実施段階、最終段階でどういふモニタリングが行われているか。

また、既に終わった監査業務について、それを事後的にどのようにモニタリングしているかどうか。これが機能していれば、不正な監査はかなり防げるという発想です。ここが機能していないことになりますと、不正な監査が起こる可能性があり得るといふことで、その部分がきちつとされているかどうかを見るわけです。

こうした観点でアメリカのPCAOBも、イギリスも検査をしています。

審査会も、こうした諸外国の事例を参考にしながら、同じような視点から、現在検査をしています。したがって、審査会の検査結果は、国際的に耐えられる内容のものになると考えております。

最初に申し上げましたように、審査会はけしからぬというために検査をしているわけではありま

せん。いかにして監査事務所の監査の質を上げるかということに審査会の使命がありますので、我々の報告もそうした形になると思います。

最後に、アメリカのフォーローアップの検査結果に若干触れさせていただきたいと思います。

資料二をご覧下さい。「検査報告書後一二月以内に品質管理上の非難を処理するプロセスの内部の実施に関する報告書」です。

三ページの「監査業績」、個別の監査の業績です。個々の監査業務についての改善すべき点について、幾つか書いてあります。これは、各監査法人、どこがということには書いてありませんけれども、こういう改善をするということをしていっているものです。PCAOBの指摘を受けてこういう改善をする答えています。これはPCAOBが満足できるものであるということとで、容認したものです。Aはこういうことです。

Bの「内部検査」。法人内のチェックについて「このところでも、こういう改善をするといってきたている。

それから、「パートナーの評価および報酬」。これは人事管理のところとです。このところでも、こういう措置をとるといっています。

これらの改善措置を裏返して見ますと、改善の余地があるから指摘を受けて改善するわけです。したがって、アメリカの監査法人の場合に一体どういう問題点があったのか、改善すべき点があったのか。その指摘に対して四大監査法人はどういう対応をするか、しているのか。それらをPCAOBがどうとらえているかが理解できると思いますが。

審査会の検査結果がどうまとまるかはまだ申し上げるわけにはいきませんが、経済はボータレスで行われているわけですし、上場企業はグ

ローバルで経済活動を行ない、連結で会計処理をしています。それに対応して四大監査法人はそれぞれ国際的ネットワークに所属して監査をしています。したがって、日本の監査法人も同じような問題は抱えていると考えた方がいいのかもわかりません。

諸外国において指摘されているような事柄は、我が国の場合にもある可能性があります。したがって、どういう方向に改善していく必要があるのかを考える場合、諸外国におけるこの事例が参考になると思います。

中央青山は出直しをするといっています。その提携先であるブライズウォーターハウスもアメリカでPCAOBから指摘を受けていると思います。そうした情報は中央青山にも行っていると思います。そういうものを踏まえて、中央青山は改善策を出していくと思います。それが満足すべき

ものであれば、企業の側が中央青山と継続して監査契約を結ぶ。また新たに中央青山に監査を頼むという形になっていくと思います。

最後に審査会の課題ということですけれども、監査を充実させて、監査の質の向上に貢献していきたいと思います。

それではこれで、今日の話は終わらせていただきますと思います。御清聴、ありがとうございました。(拍手)

高橋理事長 どうもありがとうございました。

今のお話にもありましたように、四大監査法人はちょうど立ち入り検査中という難しい時期にお話いただきました。諸外国の例等から、どういふところに問題がありそうで、どういふ観点で検査しているかということをお話しただけかと思えます。大変ありがとうございました。

ちょっとお時間をいただいていますので、もし何か御質問等ございましたら、御遠慮なく御発言いただきたいと思います。

高橋理事長 最後にお話しになったアメリカの例で、一二月以内にチェックしろと求めて、その結果というのが資料二であつたかと思ひます。我が国の場合、四大監査法人は今検査中なんです、何か問題がある、改善すべき点があるとすれば、どういう方針で改善を求めていくおつもりかどうかお伺いしたいと思います。

また、今、金融審議会の公認会計士制度部会で、制度的な検討が始まつております。そういうところにも監査制度の問題あるいは公認会計士制度の問題として、反映していくようなお考えがあるかどうか。その辺、ちょっと触れていただけたらと思います。

金子 高橋理事長は審査会の委員でありますの

で、いろいろお考えだと思います。

最初の点について、なかなか難しい問題があります。難しい問題がありますというのは、PCAOBの場合は、そういう措置についてもルールがきちつとつくられています。問題があれば監査法人に指摘し、監査法人が、PCAOBが満足する形で改善に手をつけるということであれば、一切検査の内容は公表しないということで、要するにそつでなければ公表する、そういう制裁を背後に持つて改善させる。そつした手続が整備されていますので、どういうふうに変更させていくかというのは、ルール上はつきりしています。

日本の場合には、そのルールが必ずしもはつきりしない。明確なのは、これはどうしても改善しなければいけないという場合には、金融庁に勧告をして、是正措置をとってもらつて。それだけなのです。それ以外のことをどういつうにするかは

透明性に欠ける部分になっています。

それから、検査の結果をどういう形で明らかにするか。このところも、実は被監査会社のプライバシーの問題があり、情報開示について制約がかかってきます。そういう問題について、必ずしもルールがはっきりしていない。他方、検査結果をそのまま出すと、場合によっては市場に混乱を生じさせるかもわかりません。

ですから、そのあたりを配慮して、企業に対して改善を要する点を改善してもらおう。これは監査人だけではなくて、被監査企業にも協力してもらわないといけないと思います。こうした改善をしていくと同時に、マーケットに対して信頼性確保のための対応をしていかなければいけない。これらに関して審査会において慎重に検討して、適切な対応をしていきたいと思っています。

ただ、一言申し上げられるのは、前向きな形

で、こういうふうにすればより監査の質が高まるという方向に我々は目を向けているということだと思います。これは各国同じです。ですから、まず第一は、監査法人の側が検査結果を受けて、自主的に改善措置を図っていく。そのことについては、措置がどのようにとられたのかフォローアップする。進捗していないとすれば、改善を要する場合には勧告をしてという形になります。そのあたりは、これから考えていきたい。

それから、今、金融審議会の制度部会で監査法人のあり方について、あるいは監査制度のあり方について検討が始まっております。監査法人の実態がどうなのか、監査の実態はどうかということについて、企業の側からいうと、自分の監査をしてきている人はどうかとか、そういうのがわかるとは思います。監査法人としてどうかということとは、これまでではなかなか把握できな

かったのではないか。

今度の検査、諸外国の検査もそうですけれども、トップの方針を初め、先ほどの七項目を見ますと、まさに監査法人の内部統制がどうなっているのか、トップの方針に基づいて監査が組織的に行われているのかにメスが入れられたわけです。

したがって、我が国の場合にも、明らかにした実態に基づいて制度部会であるべき監査あるいは監査法人が検討されることになると期待しています。

図の三番目のところで、「検査結果のフィードバック（監査基準等への）」。「この」「等」のところに今お話ししたことを入れたつもりです。同時に、我々は監査基準が本来に機能しているのか、監査基準に問題がないのか、どこか抜けていないか。監査基準は金融庁の監査基準を設定する審議会で議論されています。

審査会は把握に努めております。検査結果の監査基準へのフィードバックも必要と考えています。

国際的に、こうした検査結果をいかに監査基準に反映させていくかということが、現在問題になりつつ、あるいは現に問題になってきております。監査基準については、国際的にこれを設定する組織があります。我々は、検査をしています。検査をしている国々の国際的な意見交換の場があります。そこに検査の結果をお互いに持ち込みつつあります。

将来、国際的にこれらをどのように取り扱っていくのか。既存の監査基準の設定の国際機関と新たな検査機関の国際的組織との間の、ある意味ではフリクションを起こしていくことになるのかもわかりません。

国内的には、審査会ができる限り検査結果を監

査基準にフィードバックさせるために、積極的に情報提供をしていきたいと思っております。制度部会で審査会の検査結果に基づいてあるべき監査法人のあり方について議論を促進してもらえば、また一段と監査の品質、マーケットの信頼性が確保できるのではないかと思います。

高橋理事長 どうもありがとうございます。

それでは、時間でございますので、この辺で終了したいと思います。

大変お忙しい中、また非常に難しい大事な問題につきまして、丁寧に御説明いただきまして、ありがとうございます。

金子 ありがとうございます。(拍手)

(かねこ あきら・公認会計士・監査審査会長)

(本稿は、平成一八年六月八日に行われた講演会の記録で、文責は当研究所にある。)

金子 晃 氏

略 歴

生年 昭和12年

昭和42年3月 慶應義塾大学大学院博士課程修了

昭和45年4月 慶應義塾大学法学部助教授

昭和51年4月 慶應義塾大学法学部教授（経済法）

平成9年8月 会計検査院検査官

平成11年12月 会計検査院長

平成14年7月 会計検査院検査官定年退官

平成14年7月 慶應義塾大学復職・法学部教授

平成15年3月 慶應義塾大学定年退職・慶應義塾大学名誉教授

平成15年4月 弁護士登録（東京弁護士会）

平成16年4月 公認会計士・監査審査会会長

現在に至る